

○ 文書の不存在

193	答申 1 3（行情） 1 4 5 「水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 現地調査により不存在を覆したもの ・ 文書管理について付言	1 本件対象文書の存否について 水俣病認定検討会に関する文書の存否等について、当審査会が諮問庁の口頭説明の聴取等により調査を行うとともに、事務局職員をして書庫等における関係文書の存否、保存等の状況について確認させた結果は、次のとおりである。 すなわち、水俣病認定検討会開催当時（昭和 5 0 年～ 5 2 年）には、担当者メモ及び 5 2 年環境保健部長通知の案が作成され、担当者メモがつづられていたと思われる 2 冊のファイルが少なくとも前記の大阪高裁調査嘱託回答書の提出時（平成 1 0 年）まで保存されていたこと及びその後の執務室の移動や法施行準備に伴う文書整理の際に当該ファイルが廃棄されたことが推測されるほか、他の水俣病関係の打合わせ会議の資料の一部に水俣病認定検討会の眼科小委員会の検討結果の資料が保存されていることが認められた。具体的には、次のとおりである。 (1) 文書の作成について 諮問庁は、水俣病認定検討会開催当時（昭和 5 0 年～ 5 2 年）の担当者複数名に文書の作成、配付等の状況について確認した結果次のとおり説明している。 同検討会の議事録・会議録は作成されていなかったが、担当者メモは作成されていたと推測される。また、これらのメモは、あくまで担当者個人のメモという認識であって、組織として活用されたものではない。会議の配付資料については、どのようなものが配付されたのかは定かではないが、少なくとも昭和 5 1 年末から 5 2 年にかけて検討が進むにつれ、5 2 年環境保健部長通知の原案が作成、配付され、これについて検討が行われたことは間違いない。同検討会から検討結果として提示されたものは、5 2 年環境保健部長通知の案となるもののみであり、他に報告書等はなかった。 (2) 文書の保存等について ア 諮問庁は、大阪高裁調査嘱託回答書の提出時（平成 1 0 年）の担当者複数名に文書の保存等の状況について確認した結果次のとおり説明している。 大阪高裁調査嘱託回答書の作成に際しては、当時水俣病認定検討会に関するファイルが 2 冊保存されており、担当者はこれを基にして同検討会の全体会議及び小委員会の開催期日を特定したとしていることから、当該ファイルには、前記の担当者メモがつづられていた可能性がある。当該 2 冊のファイルは現存しておらず、その事情として、法施行前の環境庁文書管理規程では、管理の対象となる「文書」の定義が明らかでなかったことなどから、担当者メモがつづられていたような当該ファイルは正式に保存されるべき文書ではないと解され、その後の執務室の移動や法の施行準備に伴う文書整理の際に廃棄されたものと思われる。 イ 当該ファイルが大阪高裁調査嘱託回答書の作成に利用されたものであること、5 2 年環境保健部長通知の水俣病の認定の判断条件は現在でも基準とされているものであり、当該ファイルがそ
-----	--	---

		の検討経緯を示すものであった可能性のあることからみれば、当該ファイルは、作成等に関与した職員個人のメモ等というよりも、組織としての共用文書の実質を備えた重要な文書と言い得るものであって、その保存、廃棄の状況が明確でないことは、文書管理上問題があったものと言わざるを得ない。 ウ 当審査会が事務局職員をして特殊疾病対策室の書庫等における関係行政文書の存否等について確認させた結果の報告によれば、既に開示された前記の文書が含まれた文書つづり及び昭和52年環境保健部長通知の決裁文書が含まれた文書つづり以外には、水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりは保存されていなかった。 しかしながら、同室の書庫には、「水俣病に係る打合せ会議（１）」と題する文書つづりが1冊保存されており、これは水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりではないが、昭和52年6月15日に開かれた水俣病対策に係る打合せ会の議事次第、配付資料等がとじられており、この中に「資料5 水俣病認定検討会眼科小委員会報告」の標題が記された資料（Ｂ４判で4枚）の存在が認められた。 当該資料は、その記載内容からすると、次のことから「水俣病認定検討会第1回眼科小委員会」の検討結果を記載した資料であると認められる。 （ア）記載されている眼科小委員会の開催年月日（昭和50年7月19日）は、既に開示された文書に記載されている「第1回眼科小委員会」開催期日（昭和50年7月19日）と一致していること。 （イ）記載されている委員出席者4名の氏名は、既に開示された文書に記載されている水俣病認定検討会の眼科の構成員5名中4名と一致していること（残りの1名は、既に開示された文書によると後の昭和52年2月18日付けで新たに加わった構成員であることから、「第1回眼科小委員会」開催当時にはいなかった者である。）。 （ウ）議題は「水俣病認定に関する眼科診断のあり方」と記載されており、当該資料の文責は水俣病認定検討会の眼科の構成員の一人であるが、その内容は、眼科小委員会の検討の結果が取りまとめられているものであること。
○	〔参考答申〕 答申14（行情）99 「特定の病院で行われた脳死判定に関し、厚生省が同病院等から報告を受けた内容を示す記録等の不開示決定（不存在）に関する件」 文書の廃棄時期を確定することは出来ず、かつ、廃棄処分が適正であったと	整理番号209の答申参照

	は言えず、不存在を理由に不開示としたことは妥当ではなかったが、現時点においては、不存在であると認定	
194	答申１８（独情）５６ 「ライヌラー河洪水予警報案件に係る積算時の３社比較表等の不開示決定（不存在）に関する件」 外部のコンサルタントが保管中の本件対象文書については、諮問庁は事実上の支配をしているので、諮問庁は右文書を保有していると認められる旨判断したもの	２ 本件対象文書の不存在について （２）本件対象文書の保有文書該当性 ア 本件対象文書については、上記（１）のガイドラインとは別の「整理ガイドライン」の「第七章 資料集」７－１に明記されている。諮問庁の説明によれば、ここで明記されている「資料」は、上記（１）の「成果品」たる「概算事業費積算概要資料」の提出に先立って、上記（１）のガイドラインに沿った形で概算事業費の積算が適正に行われていることをコンサルタントがＪＩＣＡに説明する際に、ＪＩＣＡの検査業務及びコンサルタントの説明業務の効率化を図るためのものであり、コンサルタントに説明用資料のとりまとめ方法を助言したのが上記の「整理ガイドライン」であるという。 ところで、本件業務実施契約書２７条１項によれば、受注者たる特定コンサルタントが作成した上記（１）の「成果品」のほか、「業務実施の過程において収集、作成した資料等」も発注者たるＪＩＣＡに「帰属する」と明記されている。そうすると、本件対象文書も上記「業務実施の過程において作成した資料」であることは疑いないことから、少なくとも契約文言上は、本件対象文書はＪＩＣＡに帰属すると解するのが自然である。 さらに、同条２項によれば、「成果品」のほか、１項所定の「作成資料等」の著作権（著作権法２７条、２８条所定の権利を含む）も、完成と同時に発注者たるＪＩＣＡに譲渡されたものとされている。 イ この点につき、諮問庁は、本件業務実施契約書２７条に上記アの文言が設けられた趣旨は、上記（１）の「成果品」の引渡しを受けるまでの間、本件対象文書等の閲覧を求めることができるようにする点にあるとしている。その裏付けとして、①終局的に収集・作成資料を所有する業務上の必要はない、②当該資料を「所有」又は「保管」しなければならないとする法令上の義務はなく、現に管理対象には含まれていない、③「保有」を前提に引渡しを求めた事実はない、④収集・作成資料は膨大であろうが、その詳細をＪＩＣＡが把握した上、成果品引渡完了後も特定コンサルタントに保管させることは不可能に近い、⑤特定コンサルタントも、上記２７条の趣旨につき、同意している等の事実を挙げている。 ウ 諮問庁の上記イの説明は、契約文言上明らかに不自然であるという点をさて置けば、一応首肯できないではない。 しかしながら、諮問庁は他方で、本件対象文書を含む「概算事業費積算資料」の提示を求めるのは、①上記（１）の「成果品」の検査に際して提示を受けるほか、成果品受領後も、案件実施促進業務の一環として、我が国政府の依頼等に基づき、再びコンサ

		ルタントから「概算事業費積算資料」の提示を受けることがあり、具体的には、②被援助国と契約関係にあるコンサルタントが入札準備の一環として行う詳細設計の内容と基本設計の内容との比較対照の結果を我が国政府からの依頼に基づき J I C A が調査するとき、③我が国政府による無償の資金協力に基づき、被援助国政府が実施する事業案件に係る入札及び業者による落札、受注、契約締結の前後において、設計内容に変更が生じたときに提示を受けることがある、さらに、④国会や会計検査院等の要求があるときも、提示を受けることがあると説明している。 そうであるとすれば、上記（１）の「成果品」納入後においても、J I C A が特定コンサルタントに対して本件対象文書を含む概算事業費積算資料につき随時提示を求め、利活用する必要性ないし実益は、相当高いものと認められる。のみならず、J I C A が極めて公共性の高い存在であることから、提示を受けるのは J I C A の企業利益のためでなく、公共利益実現のためであることも認められる。これらの事情にかんがみれば、上記アに引用のとおり、J I C A がそれらの資料の所有権を留保する旨の規定が置かれていることも理解できる。実際、一時期 J I C A が保管していた大量の積算資料が平成 1 8 年 3 月半ばごろに一括して複数のコンサルタントあてに送付されたとされる件につき、諮問庁口頭説明において確認したところ、平成 1 6 年度半ばごろに国会よりすべての無償資金協力案件に係る積算資料提出の要求があったため、複数のコンサルタントに依頼して J I C A が同コンサルタントよりすべての積算資料を借用して手元に留め置き、いつでも閲覧できる状態を平成 1 7 年度末まで継続した経緯があった旨説明するところ、この事例からも、J I C A が特定コンサルタントに対して本件対象文書を含む概算事業費積算資料につき随時提示を求め、利活用する実益ないし公共的必要性は、相当高いものと認められる。 また、本件業務実施契約書 2 7 条 2 項によれば、成果品に加えて、業務実施の過程において収集、作成した資料等の著作権は、特記仕様書に別途定めるものを除き、完成と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする旨規定されているが、これは、上記②ないし④の目的を達成する際、本件対象文書を含む概算事業費積算資料の提示を受けるだけでは足りず、場合によっては同資料を複写し、あるいは同資料を加工した二次的著作物を作成・配布する必要を生じる場合もあることも想定し定められたものとも推認される。 さらに、上記②ないし④の事情は、成果品の納入後いつでも生じ得ることから、上記②ないし④の可能性が幾分なりとも存在する間は、J I C A として随時、本件対象文書を含む概算事業費積算資料の引渡しを受け、保管の上、これを公共目的のために利活用する権利を留保していると考えるのが合理的である。 このような事情を踏まえれば、本件対象文書を含む概算事業費積算資料について、J I C A は事実上の支配をしていると解するのが相当であり、J I C A は、本件対象文書を所有しているか否
--	--	---

		かを論ずるまでもなく、少なくとも本件対象文書を保有していると認められる。
195	答申 19（行情）509 「労災保険行政一般に関する手引通達類の一覧表の開示決定（不存在）に関する件」 通達の一覧表について、不存在を覆し、主要な通達が掲載されている通達集の目次部分を特定すべきとしたもの	1 本件対象文書について 本件開示請求は、開示請求書の記載によれば、「厚生労働省労働基準局作成の労災保険行政一般に関する特定事項に係る手引通達類の一覧表（発信日、文書名、文書番号、発信者、あて先等の分かる文書）」の開示を求めるものであり、処分庁は原処分に当たり、本件対象文書を開示請求書の字義どおりに「手引通達類の一覧表」とした上で、そのような文書を作成する必要がないから作成していないとして、不存在を理由として不開示決定を行ったものと認められる。 確かに、本件開示請求書の文言を字義どおりにとらえ、本件開示請求を、手引と通達類とを全般にわたって総覧することができる表形式の文書の開示を求めるものと解する場合は、諮問庁が説明するとおり、そのような文書を作成する必要性は一般的に乏しいことは理解できることであることから、その場合には対象文書として特定すべき文書を保有していないとすることも考えられるところではある。 しかしながら、本件の開示請求の趣旨について、合理的に開示請求書の文言を解釈すれば、開示請求者は開示請求書において、労災保険行政における5つの事項を掲記した上でそれぞれの一覧表を請求していることから、開示請求の趣旨は、各事項に係る手引や通達としてどのようなものがあるかが一覧できるような文書の開示を求めているものとむしろ解するべきであると考えられる。 そこで、当審査会においては、以下、上記のような観点に立ち、本件対象文書の保有の有無について検討することとする。 2 関係主要通達集等について 行政機関においては、所管業務に関する法令、通達、各種資料等を取りまとめた事務マニュアルを作成し、執務の参考資料に供することは広く行われているところであり、本件開示請求についても、上記のようにその趣旨をとらえるならば、こうした事務マニュアルの目次部分などが本件対象文書に該当するものと思料されることである。 このような観点から、かかる事務マニュアル等の保有の有無について、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、労働福祉事業及び労災診療費に関しては、それぞれ「労働福祉事業関係主要通達集」及び「医療関係通達集」があり、それらの目次部分に通達の標題等が記載されているとのことであり、また、第三者行為災害事務取扱に関しては、「第三者行為災害事務取扱手引」があるとのことであった。また、これらの通達集及び手引については、いずれも部内資料として一般には刊行されていないとのことであった。 そこで、当審査会において、当該通達集の必要部分について提示を受けて確認したところ、当該通達集の目次部分には通達の標題、発出・施行年月日及び通達の番号が記載されていることが認められた。 異議申立人は、異議申立書において、その請求する一覧表の掲載範囲については、各事項ごとにすべての手引通達類が網羅されている必要があるとしていることから、当審査会において、諮問庁より提示を受けた当該通達集の掲載範囲等について、事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該通達集には、資料の配布に係る軽微な内容の

		通達や改正されたことにより現在は効力を有していない通達は掲載されていないが、日常的に使用するものあるいは実務上重要なものはすべて掲載されていると考えてよいとのことであった。 本件開示請求の趣旨及び上記諮問庁の説明を踏まえ検討すると、上記通達集には、軽微な内容のものや現在必要とされないものが掲載されていないという点では形式的にはすべての通達が網羅されているものではないものの、実務上重要なものはすべて掲載されているとのことであることから、実質的にはすべての通達を網羅していると認められるものであり、また、当該通達集の目次部分には、通達の標題、発出・施行年月日及び通達の番号が表形式で整理して記載されていることから、当該目次部分を労働福祉事業及び労災診療費に係る通達の一覧表と解し、本件対象文書として特定すべきである。 次に、「第三者行為災害事務取扱手引」については、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働基準局長あてに通知された同手引の改正についての通達（「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」（以下「改正通達」という。）の写しが冒頭に所収されており、当該改正通達の写しには、本手引の標題、発信者、あて先等が記載されていることが認められた。 したがって、第三者行為災害事務取扱については、当該手引の標題、発信者、あて先等の情報が記載されている表紙及び改正通達（以下「表紙等」という。）の部分をとらえて、第三者行為災害事務取扱に係る手引の一覧表と解し、本件対象文書として特定すべきである。 以上のことから、本件開示請求については、「労働福祉事業関係主要通達集」及び「医療関係通達集」の目次部分と、「第三者行為災害事務取扱手引」の表紙等の部分を本件対象文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。
196	答申２０（行情）１６６ 「後方（ロジスティクス）通信教育基本テキストの不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 開示対象文書の特定ワープロソフトで使用できる電子ファイル化されたものについて、本件開示請求時点における当該文書はその内容についても大幅に修正されており、両文書が同一のものとは認められないことから、これを保有していないとして不開示を妥当としたもの	２ 本件対象文書の保有の有無について （１）諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、次のとおり説明する。 ア 後方（ロジスティクス）通信教育基本テキストは、教育科目において関連する最新のトピックス等を次年度のテキストに反映させるため、その都度、電子データに追加し、あるいは、内容がそぐわなくなったものについては削除・修正している。また、本講座の受講者等から内容、誤字脱字等について指摘があれば、その都度電子データを修正している。 イ 改定時期に決められたものはなく、必要に応じ適宜改定しており、本件開示請求時点において、改定箇所は、非常に多数にわたっている。このため、本件対象文書は、本件開示請求のあった時点において既に存在していない。 （略） （２）当審査会において、諮問庁から、後方（ロジスティクス）通信教育基本テキストのうち、紙媒体の本件文書と本件開示請求時点における当該テキストの提示を受け、その内容や改定記録を確認したところ、後者は、誤字脱字にとどまらず、その内容についても大幅に修正されており、両文書が同一のものであるとは認められない。このため、本件開示請求時点において、本件対象文書は既にデータの上

		書きにより改定が行われていたため存在していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。 (略) したがって、防衛省において本文書が作成された当時の電子ファイルである本件対象文書が残存していないと認めることが相当である。
197	答申２０（行情）５６７ 「外国人芸能人の在留資格認定証明書交付申請に係る文書の一部開示決定に関する件」 外国人芸能人の在留に関する統計を作成するための基礎データがコンピューターに入力されていない、又は基礎データはコンピューターに入力されていても統計データとして集計し出力するためのプログラムが開発されておらず、いずれも統計を作成することは不可能であるとして、法務省においてこれらの統計データが記載された文書を保有しているとは認められないと判断したもの	３ 本件対象文書２の保有の有無について (略) (３) 別紙２の２（２）ないし１０に掲げる文書の保有の有無について (略) 諮問庁は、①基礎となる統計データである「外務省査証経伺」、「新規招へい機関」、「６級職以上職員」、「面談」、「旧招へい機関」、「新契約機関」、「旧出演機関」、「新運営機関の経営者」、「常勤職員の前科・前歴」、「検察庁への照会」、「検察庁からの回答」、「地方自治体への照会」、「地方自治体からの回答」、並びに「人身取引議定書」例示の犯罪により在留資格「興行」をもって入国した外国人が被害者又は犯罪者として検挙された事例の検挙数、検挙人員、起訴件数及び起訴人員」はコンピューターに入力されていないことから、別紙２の２（２）、５、６、７、８及び１０について統計を作成することは不可能であり、また、②別紙２の３、４及び９については、基礎となる統計データは取得しているものの、統計データ抽出のための集計プログラム及び統計データ出力のための帳票プログラムが開発されていないことから、①と同様に統計を作成することは不可能であると説明している。 上記①に掲げる統計データについては、これらがコンピューターに入力されていないとの諮問庁の上記説明を覆す事情は認められない。また、上記②の集計プログラム等については、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政機関の長は、新たに行政文書を作成又は加工する義務はないものと解されることから、本件においても、新たに集計プログラム等を開発してデータを出力することまでは求められないので、諮問庁の上記説明は是認することができる。 したがって、法務省においてこれらの文書を保有しているとは認められない。
198	答申２０（独情）８４ 「特定センターの職員のセクハラ行為の有無に関する調査等の記録等の不開示決定（不存在）に関する件」 開示請求文書を狭く捉えており改めて開示決定等すべきと判断したもの	２ 本件対象文書の保有の有無について (２) しかしながら、異議申立人は、センター所長が「セクハラ委員会」が存在する旨の発言をしていたという認識の下、機構において「セクハラ委員会」又はそれに類似する活動が行われていたはずであると考え、セクハラ調査に係る組織や活動一般に関する文書の開示を求める意図で、「セクハラ委員会」を例示して本件開示請求を行ったものと認められる。 そして、処分庁は、前記センター所長の発言趣旨が、センター内においてセクハラ規定等の運用に沿って、管理者及び主任相談員と相談員による調査等を行う体制について「セクハラ委員会」と称したものであると理解していたのであるから、処分庁が、異議申立人の意思を十分にしん酌せず、形式的に組織上存在しない「セクハラ

		委員会」に係る文書のみを開示請求の対象として捉えたのは狭きに失するという外はなく、本件対象文書については、センターにおけるセクハラに係る調査活動一般の記録と解すべきであったと認められる。 そこで、当審査会の事務局職員をして諮問庁に対し、当該活動記録に関連する文書の保有の有無について確認させたところ、「特定訓練生（特定科7月生）の件」及び「平成17年特定日のセンター職員と特定訓練生との面談記録」を保有しているとのことであった。 当審査会において、諮問庁から当該文書の提示を受けて確認したところ、「特定訓練生（特定科7月生）の件」には、①特定訓練生からセンター特定指導員に対する苦情が申し出られ、その中にセクハラに関する苦情もあったこと、②当該苦情を受けセンター特定指導員等から事情聴取を行ったこと及び③当時のセンターの女性訓練生に対して、アンケート調査を行ったこと等の記録が記載されていることが認められる。また、「平成17年特定日のセンター職員と特定訓練生との面談記録」は、特定訓練生がセンターに対し苦情を申し出た数日後に、センター職員が、特定指導員と特定訓練生の主張の違いを確認するために行った特定訓練生との面談の記録であることが認められる。 以上のことからすると、「特定訓練生（特定科7月生）の件」及び「平成17年特定日のセンター職員と特定訓練生との面談記録」は、センターにおけるセクハラに係る調査活動の記録であり、本件対象文書に該当するものであると認められるため、これらを対象として改めて開示決定等をすべきである。
23-20	答申23（行情）289 「省内メールの閲覧申請等に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 省内メールの閲覧申請等に係る文書の開示請求につき、本人の承諾なしにメールを開封するためには、本人が設定したパスワードの初期化（強制変更）を行わなければならない、初期化が行われたことを異議申立人が認識することとなる等から文書不存在とする諮問庁の説明を是認した例	1 本件対象文書について 本件開示請求は、開示請求書の記載によれば、「省内メールの閲覧申請、審査、決定、実績に関する資料一式。（平成21年度。なお、メールの閲覧の定義として、メールを印刷・コピーした文書の閲覧行為を含む。）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。 （略） 2 本件対象文書の保有の有無について （略） （2）そこで、情報管理室長が特定職員の電子メールを開封する方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 ア 情報管理室長は、特定職員が設定したパスワードを知り得ないため、特定職員が設定したパスワードの初期化（強制変更）を行い、行政システムに接続している他の端末から特定職員のIDと初期化後のパスワードでログインし、メールサーバ内に保存されている特定職員の電子メールを開封しなければならない。 イ 情報管理室長がパスワードの初期化を行った場合、特定職員は自分が設定したパスワードによる端末の使用ができなくなるため、パスワードの初期化が行われたことを認識することとなる。 （3）一方、異議申立人は、本件対象文書について、間違いなく存在している事実は承知しているなどと主張するが、諮問庁の上記（1）

		及び（２）の説明を踏まえると、異議申立人の主張に理由があるとは認められない。 （４）したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、これを否定すべき根拠は見いだされず、他に当該説明を覆すに足りる事情も認められない。また、本件対象文書の探索が不十分であるとも言えないことから、財務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
23-21	答申２４（独情）４ 「平成２３年度筑波大学入学試験（前期）特定学群特定学類における全受験者及び合格者の科目別平均点が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であり、処分庁には、新たに法人文書を作成又は加工する義務はないものと解されるが、コンピュータから出力される帳票について、当該帳票を出力するためのプログラムとデータが共に保存されていることから、実質的には電子データとして文書が保存されていると判断すべきとした例	２ 本件対象文書の保有の有無について（略） （１）当審査会事務局職員をして諮問庁に、本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。 （略） ウ 科目別平均点等のデータを作成する必要性等について（略） しかしながら、上記イのとおり、合否判定はコンピュータ上で計算、出力された成績に基づいて行われるため、異議申立人が請求する「全受験者及び合格者の科目別平均点がわかる文書」に該当するような文書は、合否判定上で必要とされず、したがって作成もしていない。 なお、得点調整の過程では素点による科目別平均点を利用するため、作業過程で確認のためコンピュータから出力して使用する帳票には、科目別平均点が記載された帳票（以下「確認用帳票」という。）が１種類のみ存在する。入試専用のコンピュータには各受験者のデータが保存されており、作業時のプロセスも登録されていることから、作業終了後であっても確認用帳票を出力することは可能であるが、当該帳票は、各受験者の合否判定に直接必要とされるものではないため、合否判定資料と異なり、法人文書として文書管理規程に基づき管理しているものではなく、その現物が保存されることもない。 （略） （２）当審査会において、諮問庁から、新たにコンピュータから出力した別紙に掲げる文書（確認用帳票）に該当するとする文書の提示を受け、その記載等を確認したところ、当該帳票には、特定学群特定学類に係る各教科等の受験者の平均点が表形式で記載されていることが認められる。 確認用帳票は、一連の入試業務の過程で組織的に用いられているものであることから、法人文書に該当するものと認められる。また、開示請求書には、受験生に通知される成績との一致や全受験者の平均点と合格者の平均点の両方を同時に含むことについては言及されておらず、上記の記載内容から判断して、当該帳票は本件請求文書の一部に該当するものと認められる。 法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であり、処分庁には、新たに法人文書を作成又は加工する義務はないものと解されるが、別紙に掲げる文書については、当該帳票を出力するためのプログラムとデータが共に保存されていることから、実質的には電子データとして文書が保存されている

		ると判断すべきものと認められる。 (略) 別紙 得点調整の作業過程で確認のためコンピュータから出力される帳票のうち、受験者の科目別平均点が記載された帳票
23-22	答申 2 4 (行情) 3 4 「第 1 7 回個人通報制度関係省庁研究会に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件」 研究会に係る文書について、研究会を開催する必要が薄れたため開催されておらず保有していないとする諮問庁に対し、研究会開催の必要性はあったと指摘しつつ、諮問庁の説明は是認せざるを得ないとした例	2 本件対象文書の保有の有無について (略) (2) 個人通報制度については、関係省庁が広く参加する研究会において、個人通報制度を我が国に導入した場合の影響等に関し多岐にわたる事項について検討が重ねられており、これまで 1 6 回にわたって開催された研究会を通じて意見・情報交換が行われ、政府部内の検討は一定程度積み重ねられたものと考えられる。諮問庁は、このような状況において、当面の間、研究会を開催する必要性が薄れた旨説明するが、個人通報制度の導入について政府として結論を出すに至らない段階においては、更に議論を深める必要性は依然存在するものと考えられる。 したがって、研究会を開催する必要性が薄れたため、第 1 6 回研究会の後には開催されていない旨の諮問庁の説明には首肯し難い面があるものの、他に第 1 7 回研究会の開催及びこれに係る文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明を是認せざるを得ず、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。
25-27	答申 2 5 (行情) 1 4 0 「安倍首相(当時)が集団的自衛権の行使について新たな解釈の検討を指示したことを受けて行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定(不存在)に関する件」 首相の指示を受けて、作成・保有した文書の開示請求について、首相が国会でそのような指示はしていない旨の答弁をしていることなどから、保有しているとは認められないとした例	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 諮問庁は、本件対象文書が不存在であることについて以下のとおり説明する。 開示請求を受け、本件対象文書について仮に存在するとすれば、大分類「第一部」のうち中分類「国会関係」及び「その他」に分類されている行政文書ファイルの中に存在するものと考えられたことから、これらについて綿密に調査したが、該当する行政文書は存在しなかった。 念のため、第二部、第三部、第四部及び長官総務室において保管する行政文書ファイルについても調査を行った結果、不服申立人により開示請求のあった文書は存在しないことを確認した。 上記説明のとおり、諮問庁による文書の探索の方法及び範囲が不十分であるとは言えない。 (2) 異議申立人は、第 2 の 2 記載のとおり、安倍首相(当時)から内閣法制局長官に集団的自衛権の行使について新たな解釈の検討の指示があったことを前提として、本件対象文書が存在するとしている。 そこで、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、平成 1 9 年 5 月 1 1 日に行われた日本国憲法に関する調査特別委員会(参議院)で安倍首相(当時)は法制局長官に解釈の変更、見直しを求めたことはない旨の答弁をしており、これからも明らかに、安倍首相(当時)から内閣法制局に対し、集団的自衛権の行使について、新たな解釈の検討の指示はなかったと認識していると説明する。

		(3) 当審査会において、上記の安倍首相（当時）の国会答弁を確認したところ、その内容は諮問庁の指摘するとおりである。安倍首相（当時）から内閣法制局に対し、集団的自衛権の行使について、新たな解釈の検討の指示はなかったと認識しているとする、前記諮問庁の説明に合理性がないとまでは言えず、この説明を覆すに足る事情も存しない。
28-17	答申２９（行情）１６ 「『国家安全保障会議 総理指示』のうち『北朝鮮の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと』の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 開示請求者が、開示請求書に開示請求先の記入をせず、内閣官房の受付先において、開示請求先（請求文言の「主管部局」に相当する組織）を記入することを依頼したところ、内閣官房内部での調整の結果、国家安全保障局が本件開示請求を受理して担当することとなったが、同局は、情報の収集・分析を担当せず、請求文言でいう「主管部局」ではないとして不開示（不存在）とした原処分について、同局が自ら情報の収集・分析を行う機関でないとしても、同局が本件開示請求を受理したという経緯に鑑みて、請求文言を解釈して文書の保有の有無を判断した例	２ 本件対象文書の保有の有無について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 「『国家安全保障会議 総理指示』のうち『北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと』（本件総理指示）とは、平成２８年１月６日に、北朝鮮による核実験実施情報について審議するために開催された国家安全保障会議において、総理が発出した指示の一つである。 イ 内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）は、内閣法１７条及び国家安全保障会議設置法（以下「設置法」という。）１２条に基づき、国家安全保障会議の事務を処理することとされており、本件総理指示は、同会議において発出された指示の一つであることから、同会議の事務を所掌する国家安全保障局が、同会議自体の主管部局として、本件請求を受理した。 ウ しかしながら、国家安全保障局は、自らが情報の収集・分析を行う機関ではなく、「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」という本件総理指示自体を所掌する部局ではない。 エ 上記の認識の下、本件開示請求は、北朝鮮の今後の動向等について情報収集・分析を行うことを所掌する部局が本件総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書を求めていると解し、当該事務を所掌していない国家安全保障局においては保有していないと判断した。 (2) また、本件開示請求の受理の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、次のとおりであった。 ア 本件開示請求書は、平成２８年２月２日に内閣官房内閣総務官室（以下「内閣総務官室」という。）で受け付けられたものであるが、その時点においては、開示請求先の記入はなされておらず、開示請求先について受付先での記入を依頼する旨のメモが付されていた。 イ 内閣総務官室では、本件の開示請求先について、各部局への照会等を行った結果、上記（１）イのとおり、国家安全保障局が担当することとなった。 (3) 本件開示請求は、「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」という本件総理指示の主管部局が、本件総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の開示を求めるものであり、上記（２）の経緯を踏まえると、審査請求人は、本件開示請求が本件総理指示の主管部局で受理されることを前提に開示請求を行ったものと認められ、諮問庁の上記（１）ウの説明によれば、処分庁は本件総理指示の主管部局ではないと認識していたの

		であるから、本来、本件開示請求を受理すべきではなかったと認められる。 (4) しかしながら、本件開示請求については、上記(2)アのとおり、開示請求者が、内閣総務官室において開示請求先を記入するよう依頼したことを受けて、上記(2)イのとおり国家安全保障局が受理した経緯に鑑みれば、本件開示請求の受理に係る処理の適否はともかく、本件開示請求が国家安全保障局で受理されている以上、これを前提として検討せざるを得ない。 (5) そこで、本件開示請求の請求文言について検討すると、処分庁は、諮問庁の上記(1)エの説明のとおり、本件総理指示の主管部局とは北朝鮮の今後の動向等について情報収集・分析を行うことを所掌する部局のみを指すと狭く解している。しかし、本件総理指示は、国家安全保障会議において同会議の議長たる内閣総理大臣が発出した指示であり、内閣法17条2項2号及び設置法12条において、処分庁は同会議の事務を処理することとされているのであるから、処分庁は、同会議で発出されたいずれの総理指示についても、その内容にかかわらず、主管部局の一つであると解する余地がある。上記(2)の経緯で処分庁が本件開示請求を受理しているのであるから、本件開示請求においては、処分庁が主管部局であると解し、本件総理指示に基づき北朝鮮の今後の動向等に関し情報収集・分析を行った文書のうち、処分庁の行政文書ファイル等につづられたものを求めていると解釈するのが相当である。 (6) 内閣官房組織令4条によれば、内閣官房において、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査等に関する事務を行うこととされているのは内閣情報調査室であり、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおり、処分庁は、自ら情報の収集・分析を行う機関ではないが、設置法6条1項において、関係行政機関は、同会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であって、同会議の審議に資するものを、適時に提供するものとするとして、内閣法17条2項3号により、処分庁は、設置法6条の規定により同会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどることとされているのであるから、一般論としていえば、処分庁は、関係行政機関が国家安全保障に関して情報収集・分析を行った文書を当該行政機関から提供され保有しているものと認められる。 (7) そのため、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記(5)の解釈を前提に、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、本件総理指示に基づき関係行政機関が北朝鮮の今後の動向等に関して情報収集・分析を行った文書の中には、国家安全保障局において保有しているものもあるとのことであった。 以上のことから、国家安全保障局においては、本件対象文書に該当する文書を保有しているものと認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。
28-18	答申28(行情)463 「行政不服審査法25条に基づく審理に関して定めた規則の不開示決定(不存在)	2 本件対象文書の保有の有無について(略) (4) なお、本件開示請求は、「防衛省における「行政不服審査法」第25条に基づく審理に関して定めた規則の全て。」の開示を求める

	に関する件」 開示請求書の不明確な記載に関する処分庁の解釈について、開示請求の趣旨を合理的に解釈するもので、妥当でないとはいえないとした例	ものであるが、この「規則」を定める主体（以下「規則制定者」という。）については、その文言上、明示されていない。そうすると、上記第3の2のとおり処分庁が規則制定者を防衛省（防衛大臣）であると解釈した点については、防衛省以外に規則制定者が存在する可能性を無視したとの疑義が生じる余地がある。 そこで検討すると、①行政不服審査法25条の審理につき、あえて「防衛省における」との文言が付されていること、②防衛大臣を名宛人としつつ、「定めた」という能動態の表現を用いて開示請求を行ったものであることを踏まえれば、本件開示請求の趣旨について、防衛省が制定した規則が対象とされているものと解釈するのが自然であるといえる。 したがって、処分庁の上記解釈が妥当でないとはいえない。 なお、異議申立人は、上記の解釈を前提に作成された諮問庁の理由説明書（上記第3）の写しの送付を受けたのに対して何ら意見を提出していないのであり、このことから、上記の判断に誤りがあったとは認められない。
30-19	答申30（行情）252 「特定年の文書管理状況点検において不適切な文書管理をしたとされた海上自衛隊の文書管理者等に対する被疑事実通知書等の不開示決定（不存在）に関する件」 本件対象文書につき、関係者に手交又は送付したが、本件開示請求時点において所在が不明であり、その保存期間や行政文書ファイル管理簿への登録状況も判然とせず、もはやその保有さえ確認できないとする諮問庁の説明は、当該文書の保存期間が標準文書保存期間基準において最も短い分類である1年であったとしても、本件開示請求時点では保存期間を満了していないことに鑑みると、実際には当初から当該文書を作成又は取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないものの、いずれにしても当該文書を保有していないと	2 本件対象文書の保有の有無について（略） （2）本件対象文書2の保有の有無について（略） イ 諮問庁から施行規則及び次官通達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記ア（ア）のとおりであると認められる。しかしながら、審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面を作成の上、特定事件に関連して被疑事実通知書の通知を受けた者に手交又は送付したものの、本件開示請求時点において当該書面の所在が不明であり、当該書面の保存期間や行政文書ファイル管理簿への登録状況も判然とせず、もはやその保有さえ確認できない旨の上記ア（イ）ないし（キ）の諮問庁の説明については、にわかに首肯し難い。 特に、当該書面の本来の保存期間が、諮問庁の関係部署の標準文書保存期間基準において最も短い分類である1年であったとしても、本件開示請求時点では保存期間を満了していないことに鑑みても、実際には当初から当該書面を作成又は取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないものの、いずれにしても当該書面を保有していないとする説明については、これを覆すに足りる事情も見いだせないことから、防衛省において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

	する説明を覆すに足りる事情も見いだせないとして、不存在不開示とした原処分を妥当とした例	
30-20	答申30（行情）297 「特定の開示決定で開示された文書が何という名称の行政文書ファイルとして電子政府の行政文書ファイル管理簿に登録されているか分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 本件開示請求の趣旨は、別件開示決定で特定された文書がつづられている行政文書ファイルの名称が分かる文書を求めるものと解され、処分庁において、当該決定で特定された文書が元々つづられていた各行政文書ファイルを保有していると推認されるので、これを探索し、改めて開示決定等をすべきであると判断した例	2 本件対象文書の保有の有無について (略) (2) 諮問庁から別件開示決定に係る開示決定通知書、新規則、旧規則1及び旧規則2の提示を受けて確認したところ、その内容はいずれも上記(1)アないしウの諮問庁の説明のとおりであると認められ、文書件名リストは、新規則施行後は作成しておらず、探索を行ったがその存在を確認できなかった旨の上記(1)エないしカの諮問庁の説明を覆す事情も認められない。 一方、異議申立人が意見書において、別件開示決定で特定された各文書がとじられている行政文書ファイルに係る行政文書ファイル管理簿を見れば、当該ファイルの名称が分かるはずである旨主張しているため、この点に関し、当審査会から諮問庁に対し再三にわたり説明を求めたものの、諮問庁からは、当該ファイル管理簿の保有の有無に係る具体的な回答を得ることができなかった。 公文書等の管理に関する法律では、行政文書ファイルの管理を適切に行うため、行政文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）及び保存場所その他の必要な事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならないこと（7条1項）並びに当該ファイル管理簿は、行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネット等により公表しなければならないこと（同条2項）を定めているほか、新規則によれば、海上幕僚監部の課等は、行政文書ファイル管理簿を備えること（3条）とされていることにも鑑みれば、処分庁において、別件開示決定で特定された各文書が別件開示請求時点でつづられていた行政文書ファイルに係る行政文書ファイル管理簿を保有しているものと推認できる。 本件開示請求の趣旨は、別件開示決定で特定された文書がつづられている行政文書ファイルの名称が分かる文書を求めるものと解されることから、防衛省において、本件請求文書に該当する文書として、別件開示決定で特定された各文書が別件開示請求時点でつづられていた行政文書ファイルを探索し、当該行政文書ファイルに係る行政文書ファイル管理簿を特定の上、改めて開示決定等をすべきである。
30-21	答申30（行情）545 「人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定削分）入力票A（特定年度作成分）、人件費システムの使用方法がわかるもの」の	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 諮問庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2を不開示としたことについて、理由説明書（上記第3の3（1））の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。 (略) イ 本件対象文書2

	不開示決定（不存在）に関する件」 行政文書を「保有している」とは、当該文書を事実上支配している状態にあることをいい、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有している状態にあることと解されるところ、財務省所管の「予算編成支援システム」に掲載されている人件費システムのマニュアル（財務省作成）について、「職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえない」とする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められないとした例	(ア) 人件費システムについての研修が行われていないことから、研修を通じての同システムの使用方法がわかる資料等は作成又は取得しておらず、保有していない。 (イ) また、「予算編成支援システム」の中に財務省が作成した人件費システムのマニュアルが掲載されており、厚生労働省職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえないことから、保有しているとはいえない。 (略) (3) 次に、本件対象文書2の保有の有無について、検討する。 ア 上記(1)イ(ア)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。 イ 行政文書を「保有している」とは、当該文書を事実上支配している状態にあることをいい、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有している状態にあることと解されるところ、人件費システムのマニュアルについて、「職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえない」とする上記(1)イ(イ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。 ウ したがって、諮問庁が説明する現状にあっては、厚生労働省において本件対象文書2を保有しているとは認められない。
1-20	答申1（行情）51 「特定団体代表者宛て「個人投資家における株価指数等連動債の償還時及び譲渡時の税務上の取扱いについて（平13.12.14付照会に対する回答）」と題する書面等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 仮に文書が作成・取得されたとしても、保存期間満了により廃棄済みであることから、不存在不	2 本件対象文書の保有の有無について (略) (3) 本件対象文書が作成された否かについては諮問庁の説明からは明確でないが、上記(2)の文書管理システムの登録情報の内容及び国税庁のウェブサイトの掲載状況からすると、本件対象文書が保存されるべき行政文書ファイルは保存期間経過後、保存期間の延長はされず、既に廃棄されているとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、また、その探索の範囲及び方法も不十分とはいえない。 (4) したがって、東京国税局において本件対象文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が原処分を結論において妥当としていることは妥当である。 (略) 4 本件不開示決定の妥当性について

	開示とすべきであったとして、請求された文書を存否応答拒否とすべきであるかどうかを検討せずに原処分を結論において妥当と判断した例	以上のことから、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がこれを保有していないとして不開示とすべきであったとしていることについては、東京国税局において本件対象文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。
1-21	答申 1（行情） 7 6 「「特定日現在で外務省が保有するワインのリストの最新版」の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 消耗品であるワインの異動を記録する帳簿の作成は法令上義務付けられておらず、保管しているワインの銘柄及び数量等を網羅的に記載したリストがなくとも実務上の支障はなく、当該リストは作成も取得もしていないなどとする諮問庁の説明を是認し、不存在不開示とした原処分を妥当とした例	2 本件対象文書の保有の有無について (略) (2) 以上を踏まえ検討する。 ア 諮問庁から平成 18 年 7 月 1 日付け受払簿の提示を受けて確認したところ、当該受払簿には、同年 6 月中に行われた会食やレセプション等の名称並びにその際使用されたワインの銘柄、増減数及び残数等が記載されていることが認められる。しかしながら、当該受払簿の記載のみでは、当該期間中に数量の増減がなかったワインについて、同日時点での保管の有無すら把握することができないことから、当該受払簿は、外務省が特定時点で保管しているワインの銘柄及び数量等を網羅的に記載した文書には当たらないといえる。 一方、異議申立人は、所有しているワインのリストを作成せずに、ワインを適切に管理できるとは考えられない旨主張するところ、ワインの適正な管理のために、ワインの銘柄ごとに特定時点で保管する数量等を網羅的に記載した文書を作成し、これを随時更新していくことには一定の合理性があると考えられることから、この点につき改めて諮問庁に確認を求めたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 (略) (イ) 飯倉別館においては、ワインを産地や銘柄、収穫年ごとに分けて倉庫で保管しているため、全体のストックは目視にて容易に確認可能な状態にある。また、ワインは、古いものから順番に使用する性質のものではなく、飯倉別館においてストックとして保管しているものの中で、会食やレセプション等の趣旨に鑑み、その機会に使用するワインとして最もふさわしいと考えられる産地や銘柄、収穫年の候補と合致するもの又はこれに近いものを提供することとしている。よって、ワインの管理や使用に当たって、全体のストックの網羅的リストがなくとも、実務上特段の支障は生じておらず、上記 (ア) のとおり、消耗品であるワインの異動を記録する帳簿の作成は法令上義務付けられていないこともあり、特定時点で保管しているワインの銘柄及び数量等を網羅的に記載した文書は、作成も取得もしていない。 イ 飯倉別館におけるワインの使用及び管理方法に照らせば、特定時点で保管しているワインの網羅的なリストがなくとも実務上の支障はないとする上記アの諮問庁の説明が直ちに不自然、不合理とまではいえず、かかるリストの作成は法令上義務付けられておらず、かかるリストは作成も取得もしていないとする

		上記（１）イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
1-22	答申１（行情）２８４ 「特定日までに特定室が送付した「防人服第８０９号（２０．１．２８）」という「審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面」の原議等の不開示決定（不存在）に関する件」 懲戒関連文書の保存期間をおおむね５年を標準として設定しているとの諮問庁の説明及び本件開示請求が書面を送付したとされる特定日から約１年半後に行われたことに鑑みれば、諮問庁が当該書面の電磁的記録の保有すら確認できないとしていることは首肯し難く、実際には当該電磁的記録を廃棄した、又は、当初から当該書面を作成若しくは取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないとしつつも、いずれにしても当該書面を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないとして、原処分妥当とした例	２ 本件対象文書の保有の有無について （１）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 ア 防衛省・自衛隊では、隊員に懲戒処分を行う場合の手続について、自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）において、懲戒権者は、規律違反の疑いのある隊員の規律違反の事実の調査の結果、規律違反の事実があると認めたときは、当該事案につき審理を行わなければならない（７１条）、審理を行おうとするときは、当該隊員に対し、規律違反の疑いがある事実を記載した書類（被疑事実通知書）を送達しなければならないとされている（７３条）。一方、施行規則８５条は、規律違反の事実が明白で争う余地がない場合に審理を省略できる懲戒手続の特例を定めており、同条の規定に基づき審理を省略する場合については、「自衛隊法施行規則第８５条（懲戒手続の特例）の規定に基づき審理を省略する場合の留意事項について（通達）」（平成２０年１月２８日付け防人服第８０９号。以下「特例通達」という。）において、被疑隊員に被疑事実通知書を送達する際に、審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面（以下「添付書面」という。）を添付することとされている。 （略） （２）当審査会において、諮問庁から施行規則及び特例通達の提示を受けて確認したところ、その内容は上記（１）アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。一方、諮問庁は、上記（１）オにおいて本件添付書面の電磁的記録の保有を確認できなかったと説明することから、服務室における被疑事実通知書等の懲戒関連文書の一般的な保存期間について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、被疑事実通知書を含め、服務室において保有している懲戒関連文書の保存期間については、おおむね５年を標準として設定しているとの説明があった。本件開示請求が特定日から約１年半後に行われたものであること及び諮問庁の当該説明にもかかわらず、諮問庁が本件添付書面につき、その電磁的記録の保有すら確認できないとしていることは、適切な行政文書の管理の観点や特例通達の趣旨に鑑みても首肯し難く、実際には当該電磁的記録を廃棄した、又は、当初から本件添付書面を作成若しくは取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ない。 しかしながら、いずれにしても本件添付書面を保有していないとする上記（１）の諮問庁の説明については、これを覆すに足りる事情も見いだせないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。
4-11	答申４（行情）４３５ 「特定営林署が作成した特	２ 本件対象文書の保有の有無について （略）

	定期間の収穫実行簿の開示決定（不存在）に関する件」 ・ 原本は廃棄済みであるが、一部が訴訟の証拠資料として保有されている事例について、文書管理規則に基づく分類上の収穫実行簿として保存されている文書に限定して開示を求めるものと解することができないことからすると、訴訟に関する書類として保存されていたものであっても対象文書として特定すべきであるとした例	(2) 当審査会において、諮問庁から、東北森林管理局における標準文書保存期間表（令和4年4月現在）の提示を受け確認したところ、収穫実行簿に相当する行政文書は保存期間が5年と定められており、本件対象文書の作成当時においても保存期間が現在と大きく異なることをうかがわせる事情も認められないことから、本件対象文書が既に廃棄されたとする、上記（1）の説明は否定できず、また、その探索の方法・範囲は不十分とはいえない。 その一方で、本件開示請求当時、東北森林管理局において、特定営林署が作成した収穫実行簿の一部を訴訟の証拠資料として保有しており、しかもそのことを了知していたとのことであり、本件開示請求が、農林水産省行政文書管理規則に基づく分類上の収穫実行簿として保存されている文書に限定して開示を求めるものと解することができないことからすると、訴訟に関する文書として保存されていたものであったとしても、本件対象文書に該当するものと認められる。 したがって、東北森林管理局において、本件対象文書に該当する文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。
5-22	答申5（行情）213 「平成28年度決算から令和2年度決算までにおける「旧税」の内訳の開示決定（不存在）に関する件」 ・ システムから抽出可能であることを理由に、不存在不開示とした原処分は妥当でないとした例	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 本件対象文書は、平成28年度決算から令和2年度決算までにおける「旧税」の内訳であり、財務省のウェブサイトに掲載されている「一般会計歳入歳出決算」における「旧税」の内訳に関する行政文書である。 (2) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、上記第3の3に加え、以下のとおり説明する。 ア 「徴収報告」に記載する「受入科目」については、国税収納金整理資金に関する法律施行令4条及び国税収納金整理資金事務取扱細則3条により同細則別表第1に定めるところによる旨規定されている。 イ 処分庁においては、当該法令等に基づき、報告書を作成しており、「旧税受入金」についても上記別表第1に定められたとおり作成していることから、「旧税」の内訳について記載する欄自体が存しない。 なお、国税庁が保有する、各国税局から提出された報告書も同様式で作成されていることから、国税庁では「旧税」の内訳を把握していない。 ウ 念のため、本件審査請求を受けて、担当部署の執務室、書庫及び共有フォルダ内のデータ等を探索したが、本件対象文書の保有は確認できなかった。 エ したがって、国税庁において、本件対象文書は作成・取得しておらず、保有していない。 (3) 当審査会において、関係法令等を確認したところ、「徴収報告」に記載する「旧税受入金」については、上記第3の3並びに上記(2)ア及びイの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

		(4) 一方、審査請求人は、上記第2の2(1)アのとおり、処分庁は「徴定分類集計表」と称する文書を保有しており、これを対象文書として特定すべきである旨主張する。 (5) 「徴定分類集計表」について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、上記第3の4に加え、以下のとおり説明する。 ア 「徴定分類集計表」は、国税当局が、KSKシステムにおいて保有している複数のデータの中から、税目別に収納済額等の集計したデータを抽出した電磁的記録である。 イ 「徴定分類集計表」は、当該システム上、直近2年分の範囲で出力が可能な仕様となっている。 (6) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に、出力可能な令和2年度分の「旧税」を構成する各税目に係る「徴定分類集計表」の提出を求めさせ、当審査会において確認したところ、当該各税目の収納済額の合計額は、令和2年度「一般会計歳入歳出決算」における「旧税」の収納済歳入額と一致することが認められる。 (7) 以上を踏まえ検討すると、「旧税」を構成する各税目別の「徴定分類集計表」は、「一般会計歳入歳出決算」における「旧税」の内訳に関する行政文書に当たり、本件対象文書に該当することが認められる。 (8) したがって、国税庁において、本件対象文書に該当する文書（電磁的記録）として、「徴定分類集計表」を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示・不開示を検討の上で開示決定等をすべきである。
5-23	答申5（行情）590 「「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文（クローン化に成功しているもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）」 審査請求人が特定のテーマの論文の開示を求め、処分庁が異なる内容の論文の開示決定を行い、審査請求人が文書の特定に異議を唱え、求める論文が存在しないならばその旨の決定を行ってほしいと主張した事案について、本来は不存在を理由に不開示とすべきであったが、本件対象文書の外に特定すべき文書を	2 本件対象文書の特定の妥当性について（略） (3) 上記の説明及び上記(2)イの国立感染症研究所の決定内容を踏まえれば、厚生労働省において、新型コロナウイルスのクローン化（単離）に成功している科学論文を保有しているとは認められない。 しかしながら、本件審査過程を踏まえると、原処分を取り消して改めて対象となる文書を保有していないとして不開示決定をすべき意義はなく、あえて原処分を取り消すには及ばない。 本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは妥当であるとはいえず、本来、本件開示請求に対しては、新型コロナウイルスのクローン化（単離）に成功している論文を対象とし、不存在を理由に不開示とすべきであったものであるが、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有していないという意味で、原処分は結論において妥当であるといわざるを得ない。

	保有していないという意味で、原処分は結論において妥当であると判断した例	
5-24	答申5（行情）768 「特定の開示決定等に当たり第三者に意見書提出の機会を付与した決裁文書等の一部開示決定に関する件」 ・ 第三者宛ての開示決定の通知書の保有の有無について、処分庁が第三者が開示に反対する部分の全てが開示であれば、13条3項における通知は不要であるとの解釈の下で、特定法人に対する通知を行わなかったため、当該通知書は保有していないとの説明に対して、処分庁がその責任において、法13条3項の通知が不要であると解釈し、当該通知を行わなかった旨の説明は不自然、不合理であるとまではいえず、当該通知書を保有しているとは認められないとした例	3 文書2の保有の有無について (1) 文書2を保有していない理由に関する諮問庁の説明は、上記第3の3(1)③のとおりである。 (2) 法13条3項は、「意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、(中略)当該意見書を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知をしなければならない」と規定する。 (3) 当審査会において、諮問書に添付された別件開示決定通知書の写しを確認したところ、当該通知は、上記第3の2(1)の文書の開示請求に対して、特定した文書の一部を開示とする決定であり、同通知書別表の開示文書と不開示部分の記載からすれば、特定法人から提出された文書及び添付書類等の一部を開示とし、その余の部分を開示するものであると認められる。 諮問庁の上記第3の3(1)③の説明は、処分庁は、その場合でも第三者が開示に反対する部分の全てが開示であれば、同項における通知は不要であるとの解釈の下で、別件開示請求に関する手続においては、特定法人に対する通知を行わなかったから、当該通知書面は作成・取得していないという趣旨に解される。上記別件開示決定通知書の内容と文書1中の別紙1の1(2)の特定法人の意見の内容を対比するに、必ずしも判然としないところはあるが、特定法人において開示に反対した情報が別件開示決定において開示されたと認められるまでの事情はなく、別件開示決定においては、特定法人が開示に反対した情報は開示されていないとの諮問庁の説明は否定できない。 そうすると、処分庁が、その責任において、そのような場合には、法13条3項の通知が不要であると解釈し、当該通知を行わなかった旨の諮問庁の説明は、本件において文書2を保有していない理由の説明としては、不自然、不合理であるとまではいえない。また、本件では、審査請求人において、文書2の存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、他に内閣府大臣官房において文書2を保有していることをうかがわせる事情も認められない。 (4) 上記第3の2の(2)の探索の範囲について、特段の問題があるとは認められない。 (5) 以上によれば、内閣府大臣官房において、文書2を保有しているとは認められない。
5-25	答申6（行情）11 「特定空港事務所特定課職員のメール送受信記録の不	第1 審査会の結論 「大阪航空局特定空港事務所 特定課職員業務用PCでのメール送受信記録（開示可能部分全て。特定年月から現在）」（以下「本

開示決定（不存在）に関する件」 ・ 開示請求文書を狭く捉えた原処分の妥当性を否定し、文書の不特定という形式上の不備とならないよう適切に情報提供及び求補正を行った上で改めて開示決定等をすべきと判断した例	件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。 第5 審査会の判断の理由 (略) 2 本件対象文書の保有の有無について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 ア 処分庁は、開示請求書の文面から、本件開示請求を特定空港事務所の特定課職員に個別配備された業務用PCによる電子メールの送受信に関し、セキュリティの確保の目的で国土交通省のシステムにおいて自動的に記録されるログであると理解した。 イ なお、処分庁は、本件開示請求に係る文書の特定に当たり、審査請求人に情報提供を行い、あるいは請求の趣旨を確認するといったようなことはしていない。 (2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 ア 本件開示請求の対象として特定すべき文書について、諮問庁は上記のとおりに説明するが、特定空港事務所の特定課職員が業務用PCで送受信した電子メール全てを網羅するシステムのログを指定して、その開示を求めているとは明示されておらず、社会通念に照らせば、条件に該当する電子メールの内容が分かる文書であって、行政文書として管理され、開示決定等の対象となり得る文書の開示を求めるものと解釈することが相当であると考えられる。 処分庁は、開示請求の趣旨を確認し、開示請求者が求める条件を満たすと考えられる文書について情報提供を行い、また、審査請求人に対して請求文言の補正を求め、あるいは開示請求の趣旨を確認するといった対応をとるべきであったといえ、そのような対応を何ら行うことなく、処分庁が開示請求の対象となる行政文書でないと認識しているログの開示を求めるものと解して一方的に処理したことは、原処分の妥当性を失わせるものであるといわざるを得ない。 イ なお、業務の内容等といった条件を付さず、送受信した職員の氏名（役職）と請求の対象となる期間のみを指定して行われた「メール全て」の開示請求については、文書の不特定という形式上の不備があるとされる場合があり、適切な求補正を経てもなお当該不備が是正されなければそれを理由とした不開示決定をすることが認められることは、過去の当審査会の答申においても示されてきたところである。特定課職員全ての送受信メールを対象とした本件開示請求においても、これに該当する可能性があると考えられる。 ウ したがって、本件審査請求に関しては、処分庁は、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために必要な情報提供を行い、請求文書の補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等を行う必要があると認められるので、原処分は取り消すべきである。
---	---

6-19	答申6（行情）49 「外務省領事局旅券課が保有している全ての行政文書についての目録の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 処分庁は、行政文書の名称が記載された文書（「目録」）に限定せず、行政文書ファイルの名称が記載された文書を含めて特定するなど、開示請求者の利益になるよう解釈すべきであったとして不存在を認めなかった例	2 本件対象文書の保有の有無について（略） （2）以下、検討する。 ア 本件開示請求文言には、「（同旅券課が保有する全ての行政文書の名称を把握してから、内容を確認してみたい行政文書を選別していき、それらの行政文書についての開示請求をしたいため）」と記載されており、本件開示請求は、当該課が保有する行政文書の特定に資する情報の入手を目的に行われたものであると認められる。 イ 法が国民民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を定めること等により、行政情報の一層の公開を図り、政府の説明責任が全うされるようにするとともに、国民の理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進を目的としていることに照らせば、少なくとも、本件開示請求文言については、行政文書ファイルの名称が記載された行政文書ファイル管理簿を除外する意図がある旨、開示請求者が明示的に示さない限り、行政文書ファイル管理簿を除外する意味であると理解するのは相当とはいえない。 そこで、本件開示請求における経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、原処分先に先立って、本件開示請求の趣旨について開示請求者に確認しておらず、また何らの情報の提供その他適切な措置を講じていないとのことであった。 そうであれば、諮問庁が上記（1）イ及びエで説明する原処分の考え方は是認できない。処分庁は、開示請求内容について、行政文書の名称が記載された文書（「目録」）に限定せず、行政文書ファイルの名称が記載された文書を含めて特定するものとして理解するなど、開示請求者の利益になるよう解釈すべきである。
6-20	答申6（行情）613 「特定期間において特定刑事施設の職員食堂で提供されている食事に関するメニューの不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 審査請求人による開示請求の内容を補正する趣旨で行われた意思表示の存在を考慮することなく、開示を求める文書は開示請求書に記載の文言のとおりであるとして不存在により不開示とした原処分を行ったことは不当であるといわざるを得	3 原処分の妥当性について （1）当審査会において、本件諮問書に添付された書類を確認したところによれば、処分庁は、審査請求人が回答書によって本件意思表示をしたにもかかわらず、それを考慮することなく、本件開示請求が本件対象文書の開示を求めるものであるとして、不存在を理由に不開示とする原処分を行ったと認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。 （2）本件においては、審査請求人による本件意思表示が、求補正書による処分庁の教示及び補正の求めに応じて、審査請求人において、開示請求書記載のとおりを維持することによって不存在を理由とする不開示決定がされることを回避するため、本件開示請求の内容を補正する趣旨で行われたものであることが、本件開示請求書に記載された開示請求文書の文言等に照らして明らかであることからすれば、処分庁が、本件意思表示の存在を考慮することなく原処分を行ったことに相応の根拠があるとは認め難い。 処分庁としては、少なくとも、本件意思表示の存在を踏まえ、

	ないとして、取り消すべきであるとした例	更なる情報提供を行う等といった形で開示請求の趣旨を確認し、開示請求書の補正を求めるべきであったのであり、そのような対応を行うことなく、審査請求人が開示を求める文書は本件開示請求書に記載の文言のとおりである（本件対象文書）と解して、これを保有しておらず不開示とする原処分を行ったことは不当であるといわざるを得ない。 (3) したがって、処分庁は、開示請求者の回答に基づき、開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、原処分は取り消すべきである。
6-21	答申6（行情）1119 「特定刑事施設保有の専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立の熱量及び塩分が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立（レシピ）の熱量及び塩分が分かる文書について、過去の時点のデータについて開示請求がされた場合、当該時点における当該レシピのデータが存在しないのであれば、開示決定時点で存在する最新時点の当該レシピのデータを開示すれば足りることから、当該文書を作成又は取得し、保有していると認められるとした例	3 原処分の妥当性について (略) (2) 検討 ア 本件対象文書の保有の有無について (略) (イ) また、諮問庁の上記（1）ア、エ及びオの説明によれば、アプリ内のレシピは、管理栄養士により適宜のタイミングで更新されることから、開示請求時にアプリからは、開示請求時点のレシピ内容しか出力できないとのことであるが、当該レシピの過去の時点のデータが残存しないのであれば、過去の時点のデータについて開示請求がされた場合、最新時点のデータにおいて開示すれば足りることとなると解される。 (略) (エ) そうすると、アプリから、審査請求人が特定した最新時点のレシピを出力することは可能であることから、特定刑事施設において、本件対象文書を作成又は取得し、保有していることは明らかである。
6-22	答申6（行情）1128「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件」 開示請求書に記載されている請求内容が特定文	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 諮問庁は、上記第3の3において「開示請求書に添付された文書を踏まえ、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかった」と説明するので、当審査会において、諮問書に添付された開示請求書（写し）を確認したところ、当該請求書には、「御参考」との手書きが付された「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES (MNF SOP) Version : 3. 2」と題する文書の表紙と奥付部分と思われるもののコピー（以下「添付文書」という。）が添付されているものの、当該請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」の欄に記載されている内容は別紙記載

	言のとおりであって、バージョンを限定しているものではなく、また、引用を含め添付文書に関する記載が何ら存しないことからすれば、添付文書は参考として添付されたのに止まり、本件において開示請求の対象となるのは、特定文言と題する文書であって、そのバージョンを問わないものと解すべきであるとして、別のバージョンの特定文言と題する文書を保有していながら不存在とした原処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきであるとした例	の文言（本件対象文書）のみであり、添付文書に関する記載は存しないことが認められる。 (2) そこで、本件対象文書の特定に関して、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、防衛省においては、「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」の別のバージョンの文書を保有しているが、開示請求書に添付された添付文書も踏まえ、開示請求者（審査請求人）は「バージョン3. 2」の文書の開示を求めているものと解し、別のバージョンの文書は特定しなかった旨説明する。 (3) 検討 ア 本件開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」の欄に記載されている内容が別紙記載の文言（本件対象文書）のとおりであって、バージョンを限定しているものではなく、また、引用を含め添付文書に関する記載が何ら存しないことからすれば、添付文書は参考として添付されたのに止まり、本件において開示請求の対象となるのは、「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」と題する文書であって、そのバージョンを問わないものと解すべきであり、これを「バージョン3. 2」の文書に限定した処分庁の理解は相当ではない。 イ そして、諮問庁は、上記（2）のとおり、防衛省において、本件対象文書に該当する別のバージョンの「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」と題する文書を保有しているものであるから、原処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。
--	---	--